

長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

| 改正 | 現行 |
|--|---|
| <p>長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。)第3の1の(1)、(2)のイ、2及び3に規定する事業の実施に要する経費並びに農地売買等支援事業実施要綱(平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。)第4に規定する事業の実施に要する経費につき、予算の範囲内において、公益財団法人長崎県農業振興公社及び市町に農地集積・集約化対策事業費補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年3月30日長崎県規則第16号。以下、「規則」という。)及び長崎県農林格闘関係補助金等交付要綱(平成19年3月30日長崎県告示第460号の12。以下、「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p> <p>(流用の禁止)</p> <p>第3条 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1) 別表の区分の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費と3から5までの事業に係る経費の相互間における流用</p> <p>(2) 別表の区分の欄に掲げる3から5までの事業に係る経費の相互間における流用</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>(状況報告等)</p> <p>第6条 規則第11条第1項の規定による報告は、補助金の交付のあった年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第11号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに提出するものとする。</p> | <p>長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下、「実施要綱」という。)第3の1の(1)、(2)のイ、2及び3に規定する事業の実施に要する経費につき、予算の範囲内において、公益財団法人長崎県農業振興公社及び市町に農地集積・集約化対策事業費補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年3月30日長崎県規則第16号。以下、「規則」という。)及び長崎県農林格闘関係補助金等交付要綱(平成19年3月30日長崎県告示第460号の12。以下、「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p> <p>(流用の禁止)</p> <p>第3条 別表の区分の欄の4の経費に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の事業に係る経費と(5)の事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>(状況報告等)</p> <p>第6条 規則第11条第1項の規定による報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期(第4四半期を除く)の末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第11号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに提出するものとする。</p> |

長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第7条～第12条 略

附 則

- 1 この交付要綱は、平成26年度の予算から適用する。
- 2 この交付要綱は、平成31年度の予算から適用する。
- 3 この交付要綱は、令和3年度の予算から適用する。
- 4 この交付要綱は、令和4年度の予算から適用する。
- 5 この交付要綱は、令和5年度の予算から適用する。

第7条～第12条 略

附 則

- 1 この交付要綱は、平成26年度の予算から適用する。
- 2 この交付要綱は、平成31年度の予算から適用する。
- 3 この交付要綱は、令和3年度の予算から適用する。
- 4 この交付要綱は、令和4年度の予算から適用する。

長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

| 別表（第2条関係） | | | | | 別表（第2条関係） | | | | |
|----------------|-----------|--|-----|----------------------------|-------------------|-----------|--|-----|----------------------------|
| 区分 | 実施主体 | 経費 | 補助率 | 重要な変更 | 区分 | 実施主体 | 経費 | 補助率 | 重要な変更 |
| 1 借受農地管理等事業 | 公益財団法人 | 実施要綱第3の1の(1)に基づいて行う事業に要する経費 | 定額 | 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 | 1 借受農地管理等事業 | 公益財団法人 | 実施要綱第3の1の(1)に基づいて行う事業に要する経費 | 定額 | 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 |
| 2 農地中間管理機構運営事業 | 長崎県農業振興公社 | 実施要綱第3の1の(2)のイに基づいて行う事業に要する経費 その他県が必要と認めた経費 | | 3 県補助金の増減を伴う変更 | 2 農地中間管理機構運営事業 | 長崎県農業振興公社 | 実施要綱第3の1の(2)のイに基づいて行う事業に要する経費 その他県が必要と認めた経費 | | 3 県補助金の増減を伴う変更 |
| 3 遊休農地解消緊急対策事業 | 社 | 実施要綱第3の2に基づいて行う事業に要する経費 | | | 3 遊休農地解消緊急対策事業 | 社 | 実施要綱第3の2に基づいて行う事業に要する経費 | | |
| 4 農地売買等支援事業 | | 売買支援実施要項第4に基づいて行う事業に要する経費 | | | 4 機構集積協力金交付事業 | 市町 | 実施要綱第3の3に基づいて行う事業に要する経費 | | |
| 5 機構集積協力金交付事業 | 市町 | 実施要綱第3の3に基づいて行う事業に要する経費 | | | (1)地域集積協力金交付事業 | | | | |
| (1)地域集積協力金交付事業 | | | | | (2)集約化奨励金交付事業 | | | | |
| (2)集約化奨励金交付事業 | | | | | (3)経営転換協力金交付事業 | | | | |
| (3)経営転換協力金交付事業 | | | | | (4)機構集積協力金推進事業 | | | | |
| (4)機構集積協力金推進事業 | | | | | (5)農地整備・集約協力金交付事業 | | | | |

長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

様式第2号（第4条、第11条関係）

年度長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金実施計画書（実績報告書）

- 1 事業の目的（成果）
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

| 区分 | 補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A+B+C) | 負担区分 | | | 円 |
|----------------------|-------------------------------------|-------------|------------|------------|---|
| | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | その他 (C) | |
| 1 借受農地管理等事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 農地中間管理機構運営事業 | | | | | |
| 3 遊休農地解消緊急対策事業 | | | | | |
| 4 農地売買等支援事業 | | | | | |
| 5 機構集積協力金交付事業 | | | | | |
| (1) 地域集積協力金交付事業 | | | | | |
| (2) 集約化奨励金交付事業 | | | | | |
| (3) 経営転換協力金交付事業 | | | | | |
| (4) 機構集積協力金推進事業 | | | | | |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

様式第2号（第4条、第11条関係）

年度長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金実施計画書（実績報告書）

- 1 事業の目的（成果）
- 2 事業の内容
- 3 経費の配分

| 区分 | 補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A+B+C) | 負担区分 | | | 円 |
|--------------------|-------------------------------------|-------------|------------|------------|---|
| | | 県補助金 (A) | 市町費 (B) | その他 (C) | |
| 1 借受農地管理等事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 2 農地中間管理機構運営事業 | | | | | |
| 3 遊休農地解消緊急対策事業 | | | | | |
| 4 機構集積協力金交付事業 | | | | | |
| (1) 地域集積協力金交付事業 | | | | | |
| (2) 集約化奨励金交付事業 | | | | | |
| (3) 経営転換協力金交付事業 | | | | | |
| (4) 機構集積協力金推進事業 | | | | | |
| (5) 農地整備・集約協力金交付事業 | | | | | |
| 合計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

様式第10号（第12条関係）

事業費明細書

1. 一 金 円也
 2. 事業主体
 3. 事業費明細

| 事業内容 | 金額 (円) | 摘要 |
|--|-----------|----|
| 借受農地管理等事業 | | |
| 農地中間管理機構運営事業 | | |
| 遊休農地解消緊急対策事業 | | |
| 農地売買等支援事業 | | |
| 機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 経営転換協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業 | | |
| 計 | | |

様式第10号（第12条関係）

事業費明細書

1. 一 金 円也
 2. 事業主体
 3. 事業費明細

| 事業内容 | 金額 (円) | 摘要 |
|--|-----------|----|
| 借受農地管理等事業 | | |
| 農地中間管理機構運営事業 | | |
| 遊休農地解消緊急対策事業 | | |
| 機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 経営転換協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業 (5) 農地整備・集約協力金交付事業 | | |
| 計 | | |

長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

様式第11号（第6条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名

年度長崎県農地集積・集約化対策事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった長崎県農地集積・集約化対策事業について、長崎県補助金等交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

| 区分 | 総事業費 | 事業の遂行状況 | | | |
|----------------|------|---------------|-------|---------------|-----------|
| | | ○月末日までに完了したもの | | ○月1日以降に実施するもの | |
| | | 事業費 | 出来高比率 | 事業費 | 事業完了予定年月日 |
| 1 借受農地管理等事業 | 円 | 円 | % | 円 | |
| 2 農地中間管理機構運営事業 | | | | | |
| 3 遊休農地解消緊急対策事業 | | | | | |
| 4 農地売買等支援事業 | | | | | |
| 5 機構集積協力金交付事業 | | | | | |

様式第11号（第6条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名

年度長崎県農地集積・集約化対策事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった長崎県農地集積・集約化対策事業について、長崎県補助金等交付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

| 区分 | 総事業費 | 事業の遂行状況 | | | |
|----------------|------|---------------|-------|---------------|-----------|
| | | ○月末日までに完了したもの | | ○月1日以降に実施するもの | |
| | | 事業費 | 出来高比率 | 事業費 | 事業完了予定年月日 |
| 1 借受農地管理等事業 | 円 | 円 | % | 円 | |
| 2 農地中間管理機構運営事業 | | | | | |
| 3 遊休農地解消緊急対策事業 | | | | | |
| 4 機構集積協力金交付事業 | | | | | |

長崎県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表